

「藍とくしま」ロゴマーク及び「組藍海波紋」の使用範囲等について

1 各使用方法別の使用についての考え方と具体例

一 物品

(1) 主として有償で販売することを目的とした物品 (考え方)

- ・ 徳島県の藍を使用したものに限る。

(具体例)

- 次のようなものにロゴマーク等を使用してよい。
 - ・ 徳島県の藍を使用して製造した藍染め製品、革製品、木製品、染料・塗料、食品等
 - ・ 徳島県の藍を由来とする酵母を使用して製造した酒類、食品等
 - ・ 上記商品のパッケージ、タグ、パンフレット、POP、チラシ、ホームページ、SNS等

(2) 主として無償で配布することを目的とした物品 (考え方)

- ・ 徳島県の藍を使用したもの。
- ・ 藍を使用した商品と類似しないもの。
- ・ 藍を使用した商品と類似するが、徳島県の藍を使用していない旨を表示したもの。
- ・ 主として無償で配布することを目的とした物品には、無償配布する記念品、社員章、名刺等特定の限られた者のみが使用する物品等が含まれる。

(具体例)

- 次のようなものにロゴマーク等を使用してよい。
 - ・ 徳島県の藍を使用して製造した藍染め製品、革製品、木製品、染料・塗料、食品等
 - ・ 徳島県の藍を由来とする酵母を使用して製造した酒類、食品等
 - ・ 藍を使用していない金属・樹脂製品等
 - ・ 徳島県の藍を使用していない旨を表記した藍染め製品、革製品、木製品、染料・塗料、食品等
 - ・ 徳島県の藍のPRのため社員等が身につけるバッジ、制服等
 - ・ 徳島県の藍のPRのため社員等が使用する名刺、車両等のラッピング

二 イベント・コンテンツ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）への投稿

(1) イベント

(考え方)

- ・ イベントとは、式典・販売会・講演会・会議・販促イベント等の催しもの、店舗等での販売コーナー、期間を限定して設置する出店、屋台等をいう。
- ・ 使用承認を受けられるイベントは、徳島県の藍のPRに資するものとする。
- ・ 定期的開催するイベントについては、内容及びロゴマーク等の使用方法を変更する場合は、その都度使用承認を受けるものとする。
- ・ イベントでロゴマーク等を使用しない物品を展示、販売、配布する場合は、徳島産の藍を使用したものを除き、徳島県産の藍を使用していない旨を表示するなど、消費者が徳島県の藍を使っていると誤認することがないように配慮するものとする。
- ・ 物品を販売・配布するイベントで、商品デザイン及びパッケージ・製品タグ等にロゴマークを使用する場合において、当該商品が管理者の使用承認を受けていない場合は、別途当該物品について使用承認申請を行うものとする。

(具体例)

- 次のようなものにロゴマーク等を使用してよい。

- ・ 催しもの会場・販売コーナー等（以下「イベント等」という。）の装飾
- ・ イベント等の入場券・整理券等
- ・ イベント等のPRのためのチラシ・カタログ・ウェブサイト・CM動画
- ・ イベント等記念品等，パンフレット・会議資料，資料等を入れる紙袋等で，外見上明らかに徳島県の藍を使用していないことが分かるもの。
- ・ イベント等のスタッフ等が身につけるバッジ等服飾品
- ・ イベント等のスタッフ等が使用する名刺

(2) コンテンツ・SNSへの投稿

(考え方)

- ・ 本項におけるコンテンツとは，映像・文章等の情報で，情報発信・娯楽・教養等の分野に用いるものを言う。ただし，報道機関が報道目的で作成したものは除く。
- ・ Facebook，Twitter，Instagram等のSNSへの投稿にロゴマーク等を用いる場合も，同様とする。

(具体例)

- 次のようなものにロゴマーク等を使用してよい。
 - ・ 徳島の藍及び藍関連製品のPRのために制作する動画
 - ・ 徳島の藍に関する書籍・電子書籍
 - ・ 徳島の藍に関する雑誌記事（情報発信・娯楽・教養等の分野に用いるもの）
 - ・ 徳島の藍に関するホームページ
 - ・ SNSへの投稿で，徳島の藍に関する内容のもの

三 著作権法に基づく使用

(1) 著作権法に基づく使用

(考え方)

- ・ 著作権法第30条から第42条の2及び第44条から第47条の10で規定する著作権者に承諾を得ることなく著作物を利用できる場合にあっては，ロゴマークを自由に使用でき，管理者への届出を要しない。

(具体例)

- 次のようなものにロゴマーク等を使用してよい。
 - ・ 個人で趣味として作成し，自分自身で使用する藍関連製品
 - ・ 事業者により外部委託して制作させた一点物の物品で，自分自身で使用する藍関連製品
 - ・ 徳島県の藍に関するニュース映像
 - ・ 徳島県の藍に関する新聞記事
 - ・ 徳島県の藍に関する論文等

2 その他の留意点

一 誤認への配慮について

(1) 誤認への配慮とは

イベントにおいてロゴマーク等を使用しない物品の展示，販売，配布する場合及び無償配布用として，ロゴマーク等を徳島県の藍を使用していないものに使用する場合は，誤認への配慮が必要である。

具体的には，徳島県の藍を使用していないことをラベル，POP等で明示することが必要である。

(2) 誤認への配慮の具体例

- ・ 化学染料のみを使用してロゴマーク等を染め抜いた藍色のハンカチに，「このハンカチ

は徳島県の藍を使用していません。」という内容のラベルを貼って配布する。

- ・ 他県産の食用藍を使用している菓子のパッケージにロゴマーク等を印刷し、「この菓子に使用している食用藍は〇〇県産です。」と記載する。または一括表示の原材料欄に「藍（〇〇県産）」と記載する。
- ・ 徳島県の藍を使用した商品と使用していない商品が両方並んでいる店舗の棚がロゴマーク等で装飾されている場合に、徳島県の藍を使用していない商品について「この商品には徳島県の藍を使用していません。」とPOPに記載する。

(3) 誤認への配慮が不要な例

- ・ 藍で染まらない金属等を用いて作られたバッジ
- ・ 印刷物（外見上明らかに印刷であると分かるもの）
- ・ イベントスタッフのみが使用するスタッフ制服
- ・ イベント会場の装飾にのみ用いる物品